

平成 26 年

# 飲酒運転根絶強調月間 実施要綱

## 《期間》

平成26年12月1日(月)～12月31日(水)までの1か月間

※ 12月5日(金)は、県内一斉飲酒運転根絶キャンペーン

## 《目的》

愛知県及び愛知県交通安全推進協議会では、年間を通じ飲酒運転の根絶に取り組んでいますが、県内では依然として飲酒運転による交通事故が発生しています。

そこで、飲酒の機会が増える12月を飲酒運転根絶強調月間とし、飲酒運転の悪質性や責任の重大性、飲酒運転が引き起こす交通事故の悲惨さ等を県民意識に浸透させることによって、飲酒運転の根絶に向けた気運を盛り上げることを目的とします。

## 《取組重点》

- 1 飲酒運転根絶に向けた周知徹底と広報啓発
- 2 飲酒運転を根絶する環境の醸成

## 《スローガン》

**飲酒運転は 絶対にしない させない 許さない**

主唱：愛知県・愛知県交通安全推進協議会

## ◎ 運転者以外の周辺者に対する罰則

車両等の提供、酒類の提供、要求・依頼して同乗する行為は、飲酒運転を助ける行為とみなされ、罰則と行政処分が科せられます。

違反態様		罰則	行政処分
車両提供	酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	免許取消や停止処分の対象となります
	酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	免許取消や停止処分の対象となります
酒類提供	酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	免許取消や停止処分の対象となります
	酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金	免許取消や停止処分の対象となります
同乗	酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	免許取消や停止処分の対象となります
	酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金	免許取消や停止処分の対象となります

## ◎ 飲酒運転死亡事故発生状況

愛知県内の飲酒運転による交通死亡事故発生件数は、平成25年中は17件で全国ワースト1位でした。今年（令和6年）は10月末で7件あり全国ワースト6位となっています。

区分	21年	22年	23年	24年	25年	26年10月末
全死亡事故件数	269	245	271	233	214	162
飲酒死亡事故件数	23	25	11	14	14	7
都道府県別 ワースト順位（件数）	1位	1位	7位	2位	1位	6位



- 社内報や回覧等で、飲酒運転等に対する罰則の重さ、飲酒運転事故の責任の重大性や悲惨さに対する認識を共有しましょう。
- 朝礼や点呼、研修会等あらゆる機会に、飲酒運転防止のための指導を行いましょう。

**◎ 酒類を提供する飲食店では**

- 店内等の見やすい場所に飲酒運転の根絶を呼び掛けるポスター等を掲示する等の取組を行い、客の飲酒運転が根絶されるよう努めなければなりません（愛知県交通安全条例）。
- 客から酒類の注文を受けた場合は、あらかじめ飲酒後の車両の運転の有無を確認し、運転者には酒類を提供しないようにしましょう。
- ハンドルキーパーになろうとする人には、あらかじめ目印となる物を渡して明確にしておき、確実に飲酒運転を防止しましょう。
- 飲酒をした客が退店する際には、飲酒運転をしないように声をかけるとともに車両を運転する恐れがあるときは、運転代行サービスやタクシーの利用を勧めて、飲酒運転の防止に努めましょう。

**◎ 運転者は**

- 「飲酒運転四（し）ない運動」を実践しましょう。
- 飲酒運転の危険性や悪質性、責任の重大性を認識しましょう。
- 二日酔いでも飲酒運転となることを認識し、慎重な行動をとりましょう。
- 酒宴等への出席は、公共交通機関やタクシー等を利用するか、家族の送迎を依頼しましょう。

**◎ 飲酒運転に対する罰則**

飲酒運転した場合、罰則と行政処分が科せられます。

違反態様	罰則	行政処分
酒酔い運転※1	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	免許取消し (欠格期間3年)
酒気帯び運転※2 (呼気0.25mg/ℓ以上)	3年以下の懲役又は	免許取消し (欠格期間2年)
酒気帯び運転※2 (呼気0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ未満)	50万円以下の罰金	免許停止(90日)

※1 酒酔い運転とは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で車両等を運転することです。

※2 酒気帯び運転とは、酒酔い運転に該当しないものの、体内に一定基準以上のアルコールを保有して車両等を運転することです。

## 《取組重点》

### 1 飲酒運転根絶に向けた周知徹底と広報啓発

- 飲酒運転の根絶に向け、各種行事等の機会に、「飲酒運転は犯罪である」ことや、「飲酒運転四（し）ない運動」等を積極的に広報啓発して、周知徹底を図る。
- 飲酒運転根絶に関するイベント等を開催して、飲酒運転の根絶に向けた気運を盛り上げる。

「飲酒運転四（し）ない運動」とは、運転するなら酒を飲まない、酒を飲んだら運転しない、運転する人に酒を勧めない、酒を飲んだ人に運転させないことを実践する運動です。

### 2 飲酒運転を根絶する環境の醸成

- 酒宴等に出席する際には、車を運転して行くことのないように、家庭や職場で声をかけ合う。
- 酒類販売業者や飲食店営業者は、車を運転する人に対し酒類を絶対に提供しないよう徹底する。また、ハンドルキーパー運動の推進や運転代行サービス等の利用を勧めるなど、地域ぐるみで飲酒運転を根絶する環境を醸成する。

「ハンドルキーパー運動」とは、自動車仲間と飲食店等に行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。



ハンドル  
キーパー

## 《取組の内容》

愛知県交通安全条例では、県民及び事業者は、飲酒運転が重大な交通事故を引き起こす原因となることを認識し、家庭、職場及び地域において、飲酒運転を根絶するための取組を行うよう努めなければならないと定めています。

#### ◎ 家庭では

- 家庭では、飲酒運転による事故の悲惨さや責任の重大性を家族同士で話し合い、かけがえのない命の大切さを再認識しましょう。
- 家族が酒宴等に出席する場合は、絶対に車両を運転しないように注意を与え、事前に帰宅方法について確認しておきましょう。

#### ◎ 職場では

- 職場では、事業主や安全運転管理者等が中心となって、「飲酒運転四（し）ない運動」や「ハンドルキーパー運動」に取り組みましょう。
- 職場内には、飲酒運転根絶に関するポスター等を掲示し、飲酒運転の根絶に向けた気運を高めましょう。